

六甲アイランド市有地貸付事業者募集要領〔屋外プール施設等〕に関する質問回答書

No.	項 (P)	項目番号	実施要領記載内容	質 問	回 答
1	2	Ⅱ.2.	【基本方針】 区画②については（中略）現事業者から無償譲渡を受けて活用する提案のどちらでも可能	無償譲渡を受けた場合、その施設に係る税金等については、神戸市の市税課に、その扱いや税額について問い合わせてもよろしいでしょうか。	構いません。
2	3	4.(1)	管理棟（事務室、更衣室、シャワー室、ロッカー室等）	営業期間中のロッカー大の口数と基数、ロッカー小の口数と基数をご教示ください。	ロッカー大 104基（1基10口） 計1040口 （外寸：幅840mm、高さ1790mm、奥行き455mm） ロッカー小 20基（1基15口） 計 300口 （外寸：幅900mm、高さ1790mm、奥行き455mm） 計124基 1340口 です。
3	4	Ⅱ.5	用地の返還	区画②の施設を撤去や修繕、更地にする必要をしないと判断頂ける際の条件をご教示願います。	P.4 「Ⅱ.5.貸付条件」に記載のとおり原則は更地返還ですが、次期事業者が施設の譲渡を希望する場合等は更地にする必要をしない場合があります。
4	4		用地の返還	区画②の施設を撤去や修繕、更地にする必要をしないと判断した場合の条件を教えてください。	No.3と同様です。
5	4	Ⅱ.5	【貸付条件・用地の返還】 区画① 契約開始時点の状態（2年間はプールの営業に支障のない状態）に復旧	「プールの営業に支障がない状態」の判断基準をご教示ください。また、2年以内に支障が発生した場合、事業者に対応が求められることになりそうですでしょうか。	「プールの営業に支障がない状態」の判断基準については、機械設備や建築物等に十分な耐用年数があり、概ね今後2年間は大規模修繕が生じない維持・管理状況であることを目安としています。 施設返還後、2年以内に支障が発生した場合であっても、前事業者に対応は求めません。新しく施設を引き受けた事業者の対応となります。
6	5	Ⅱ.5	【貸付条件・開業期限】 区画① 令和8年夏にプールの運営を開始	運営を開始する、具体的な日付の指定はございますでしょうか。	令和8年7月中旬までにプール運営を開始できるよう計画してください。
7	5	Ⅲ.1.(3)	運営事業者は、善良な管理者として、本件土地及び施設の適正な維持管理を行ったうえで平等・公正な利用を確保し、利用者が快適に施設を利用できるようホスピタリティあふれる運営を行ってください。	現行施設のホームページでは「入れ墨（タトゥー）」や「飲食物の持ち込み」が制限されていますが、これらの利用ルールは次期運営事業者の裁量で設定・変更することは可能でしょうか。それとも市として何らかの指針や制限があるのでしょうか。	プール内の利用ルールについては、特段、市として指針や制限は設けていませんが、適正な管理運営の方針に基づきルールを設定頂きます。 ルールの設定については、運営事業者の裁量で設定、変更が可能ですが、ルールの内容については事前に本市と協議してください。
8	5	Ⅲ.1.(4)	施設の原状回復	区画②の施設を建設する当初は土壌汚染調査を実施した上で、問題がないことを確認後、建設されてとの理解で良いでしょうか。	建設当初、土壌汚染に関する調査は行っていません。現事業者が調査を実施し、問題がないことを確認した上で次期事業者へ引き渡す予定です。
9	5		施設の原状回復	区画②の土地の土壌汚染について土壌汚染調査機関を実施し、問題が無かった事を確認済みと解釈していいのですか？	No.8と同様です。
10	6	Ⅲ.1.(5)	【計画的修繕の実施】 プール施設については、修繕費として年間500万円（中略）以上計上	区画②については、貴市としての修繕予算の想定は無い、と理解してよろしいでしょうか。 また、弊社の事業計画の中で本事業の予算内に修繕費を見込む事は承認されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

六甲アイランド市有地貸付事業者募集要領〔屋外プール施設等〕に関する質問回答書

No.	項 (P)	項目番号	実施要領記載内容	質 問	回 答
11	6	Ⅲ.1.(5)	プール施設については、修繕費として年間500万円（消費税および地方消費税相当は除く。）以上計上し、施設および設備の修繕に充ててください。	プール施設に義務付けられている年間500万円以上の修繕費について、これは予算計上のみを指すのか、あるいは毎年必ず500万円以上を支出する必要があるのか、どちらでしょうか。また、未使用分を翌年度に繰り越すことは可能ですか。	年間500万円以上の修繕費を予算計上してください。 毎年必ず500万円以上を修繕に充てる必要はありませんが、施設の適切な維持管理・計画的修繕を行い、利用者が快適に施設を利用できるよう努めてください。 未使用分を翌年度へ繰り越すことに対し、本市から指定はありません。運営事業者の会計ルールに基づき、繰越処理をはじめとした適切な対応を行ってください。
12	6	Ⅲ.1.(5)	運営事業者は、自らの負担で各種法令に基づく点検や施設の修繕を行わなければなりません。	運営計画策定のため、区画①、②における年間保守点検の項目、再委託先、金額、点検月の一覧をご教示ください。	【添付資料1】をご参照ください。 再委託先については、現事業者の内部資料のため、一部非開示とさせていただきます。 金額については、現事業者の内部資料のため、開示できません。
13	6	Ⅲ.1.(5)	業務の引継ぎ等に必要なため修繕履歴を必ず記録してください。	参考資料4を補足する情報として、区画①、②における過去5年間の具体的な修繕内容と、それぞれに要した金額をご教示ください。	区画①、②の過去5年間（令和3年度～令和7年度）において実施した修繕内容については【添付資料2】をご参照ください。 なお、区画①、②における修繕に要した金額については、現事業者の内部資料のため、開示できません。
14	6	Ⅲ.1.(7)	備品の取扱い	貴市所有の備品リストと、現事業者が所有している備品リストを開示願います。	【添付資料3】をご参照ください。 なお、備品の定義は「その性質・形状を変えることなく、概ね1年を超えて使用に耐えるもので取得価格が50,000円以上（消費税は除く）のもの」としています。
15	6	Ⅲ.1.(7)	契約時に、配置されている備品類は、現状有姿にて運営事業者に無償で貸与します。	現管理者で営業中に使用していた備品リストをご教示ください。 開示いただけない場合は、営業中使用の備品で、現場説明会時に撤収されていた備品リストをご教示ください。（高速水着脱水機など）	No.14と同様です。
16	6	Ⅲ.1.(7)	契約時に、配置されている備品類は、現状有姿にて運営事業者に無償で貸与します。	現地説明会時にトイレに格納されたシートやテントターフなどの備品は現事業者様が撤去するという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者決定後、撤去もしくは残置を協議してください。
17	6	Ⅲ.1.(10)	【損害賠償保険への加入】 損害賠償保険へ加入して下さい。	加入する保険につきまして、その種類や保険金額等に貴市からの「指示や要求水準」はございますでしょうか。	本市からの指示や要求水準はありませんが、事業者において適切な保険へ加入してください。
18	7, 17	1.(12), 3.(2)	社会情勢の変化等により、公募条件を維持することが社会通念上不公平あるいは、公益上問題があると認められる場合は、本市との協議により、施設の運営内容（利用料金等を含む）を変更することができます。／審査項目3. 施設の運営・施設計画 主な審査内容 利用料金	屋外プールの利用料金について、事業者が提案し決定するという理解でよろしいでしょうか。また、参考資料の料金から改定することは可能でしょうか。契約期間中に利用料金を改定する場合の具体的な手続きや条件についてもご教示ください。	利用料金については、事業計画書に記載のうえ、優先交渉権者決定後に本市と協議を行ってください。 現行の賃料から改定する提案も可能です。 料金の改定については、募集要領P.7 Ⅲ.1.(12)に記載のとおり、社会情勢の変化等により、公募条件を維持することが社会通念上不公平あるいは、公益上問題があると認められる場合は、本市との協議により、変更することができます。ただし、必ずしも提案内容どおりの料金設定が実現されるわけではありません。 利用料金を含む事業計画の変更を行う場合は、書面により本市の承認を得ることを条件とします。
19	7	Ⅲ.1.(13)	【神戸市への報告】 屋外プール施設の営業終了3ヶ月以内に、屋外プール施設の事業実績を本市に報告	区画②のフットサル施設については、事業報告の内容や提出期限に、ご指示はございますでしょうか。 また、通常営業時に報告すべき内容にガイドラインなどはございますでしょうか（例：事故、ケガ、盗難、緊急事案など）。	翌年度の5月31日までに事業報告を提出してください。なお、区画①、②における報告物については【添付資料5】をご確認ください。 通常営業時に報告すべき内容にガイドラインはありませんが、左記の例のような場合は事故等に関する速報および顛末を本市へ報告してください。詳細については、【添付資料5】をご確認ください。
20	7	Ⅲ.2.(1) ②	周辺住民への 計画・工事説明	区画①②とも現状有姿のまま事業を行う場合、不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

六甲アイランド市有地貸付事業者募集要領〔屋外プール施設等〕に関する質問回答書

No.	項 (P)	項目番号	実施要領記載内容	質 問	回 答
21	7	Ⅲ.2.(2) ①～ ⑪	環境・景観形成計画	区画①②とも現状有姿のまま事業を行う場合、①～⑪の内容は満たされているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	7	Ⅲ.2(1) ⑤	初心者の方をはじめ、広く一般の市民が利用できるように配慮	フットサル施設の管理で、市民の皆さまが利用できるジムを運営する際、24時間営業とし、深夜はセキュリティ会社の対応で営業することに制限などございますでしょうか。	公募条件上、左記に記載された事項に対する制限はありませんが、対象地周辺には学校や住宅がありますので、周辺環境に配慮し設定してください。 用途変更や騒音対策、新たに施設を建設する場合等は、各種法令を遵守し、事業者において適切に対応してください。
23	9,46	4. その他留意事項 ⑥、(参考1)	デカバトス平面駐車場（向洋町中9丁目1番1）は令和8年4月1日以降、閉鎖します。／屋外プール施設の年度別入場者数（令和2年度から6年度）	デカバトス専用駐車場の閉鎖に伴う入場者予測（収入予測）に使用するため、令和6年7月12日から9月7日までの営業期間中の以下の情報を教えてください。 1. デカバトス専用駐車場の日毎の駐車台数（58日間分） 2. デカバトス利用料金区分毎の日毎の入場者人数（58日間分） （日毎の大人、中高生、小学生、幼児、高齢者、それぞれの入場者数）	現事業者の内部資料のため、開示できません。 ただし、月ごとの駐車台数については、No.34をご参照ください。
24	9	4.⑥	来場者の誘導は、公共交通機関や島内の時間貸駐車場等を利用するよう計画してください。	・公共交通機関の利用を促す計画を策定するため、六甲ライナーを利用して来場される方の人数について、把握されているデータがあれば教えてください。 ・区画①、②における六甲ライナーを利用されている方の人数を開示願います。	六甲ライナーの乗車人数は、本市HPで公開しています。 下記よりご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/shise/toke/toukei/toukeisho/kobetoukeisho.html#rikujyouunnu_kuukou9 区画①、②における六甲ライナーを利用して来場されている人数については集計しておりません。
25	11	Ⅳ.1.(5) ⑦	【構成企業】 代表企業とともにJV等に出資する企業	出資を金銭でなく、人員や企業が有するノウハウで行うこともお認めいただけますでしょうか。	人員やノウハウの出資をもって構成企業として応募することも可能です。
26	13	Ⅳ.2. (4)	応募申込書類等の提出	募集要領には実印で押印と記載が御座いますが、様式1-1（Word様式）には認印でも可と記載が御座います。どちらを正として理解すれば良いでしょうか。	様式1-1は実印又は認印どちらでも可能です。 様式2-1～3は実印で押印してください。
27		Ⅳ.2. (4)	【提出形式及び部数】 (1) 応募申込書 ・実印で押印ください	募集要領には実印で押印くださいと記載がありますが、様式1-1には※押印は法人認印でも可。と記載があります。様式1-1は認印が可能、様式2-1～3は実印での押印という理解でよろしいでしょうか。もしくは、すべて実印での押印でしょうか。	No.26と同様です。
28	14	Ⅳ.2. (4)	【提出形式及び部数】 (3) 申込企業の概要・経営内容等を示す書類（代表企業、JV構成企業）・・・各1通	申込企業の概要・経営内容等を示す書類は各1通ずつの提出で、ホッチキス留めはせず、PDF版も不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	13 ～ 14	Ⅳ.2. (4)	応募申込書類等の提出	応募申込書と事業計画書のデータ提出を求められていますが、個別に提出した方が良いでしょう。それとも、両方のデータを1つのCD-Rに保存して提出することも可能でしょうか。	CD-R 1枚でまとめてご提出いただければ結構です。
30	14	Ⅳ.2. (4)	応募申込書類等の提出	事業計画書のページ数やフォントの大きさなどの決まりは御座いますでしょうか。	事業計画書のページ数は各様式原則1枚にまとめてください。ただし、様式10-2等内容によっては1～3枚程度で作成いただいても問題ありません。 フォントや文字サイズに規定はありません。各事業者の自由な発想のもとご作成ください。
31	14,1 5	Ⅳ.2. (4)	P.15「別表 応募申込書類等一覧」に指定された書類（以下「応募申込書類等」という。）を以下に示すとおりに作成し、提出してください。	様式6～13の事業計画書について、枚数やフォント等、作成するにあつての指定はありますでしょうか。	No.30と同様です。

六甲アイランド市有地貸付事業者募集要領〔屋外プール施設等〕に関する質問回答書

No.	項 (P)	項目番号	実施要領記載内容	質 問	回 答
32	14		応募申込書類等の提出	記入のやり方に決まりはありますか？	募集要領P14～16 IV.2. (4) 応募申込書類等の提出に記載する方法で作成してください。
33	15	IV.2. (4)	損益・収支計画	収支計画の精度向上のため、区画①、②における過去5年間の収支状況（売上、費用項目別の金額等）をご教示ください。	現事業者の内部資料のため、開示できません。
34	15	IV.2. (4)	損益・収支計画	収支計画の精度向上のため、区画①、②における過去5年間の駐車場利用台数をご教示ください。 また、可能であれば月間台数をご教示いただけますと幸いです。	区画①（東灘区向洋町中9丁目1番1に位置する平面駐車場）の利用台数は【添付資料4】をご参照ください。 区画②（東灘区向洋町中8丁目1番1のうち区画②内に位置する平面駐車場）の利用台数は集計しておりません。
35	15	IV.2. (4)	損益・収支計画	収支計画の精度向上のため、フードコートや物販について、品目別の売上高等の実績をご教示ください。	現事業者の内部資料のため、開示できません。
36	15	IV.2. (4)	損益・収支計画	収支計画の精度向上のため、有料席について、席種ごとの稼働率や売上実績に関するデータをご教示いただけますでしょうか。	現事業者の内部資料のため、開示できません。
37	16	IV.2	【別表】 ⑨申込資格に定める事業実績のわかる資料（パンフレット等）	様式5「業務実績報告書」に記載した施設のパフレットの提出でよろしいでしょうか。	構いません。
38	16	IV.2	【別表】 ⑥最近3か年に作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	応募者（法人）に子会社や関連会社がある場合、連結・単体のどちらの書類が必要になりますでしょうか。	単体での書類で結構です。
39	18	IV.3(3) ②	優先交渉権者の決定	①の条件を満たす応募者が複数となった場合、その全ての応募者の入札書が開封されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	19	IV.5(5)	現在、施設を管理運営している運営事業者が事業運営期間終了後、現状復旧のため区画①においてプール施設の修繕を行います。	ここで示されている「現状復旧」は、こういった状態のことになりますでしょうか。 また、初年度のプール施設運営において、建築・設備の不備により、運営に支障をきたした場合のリスク分担がどのようになるかご教示ください。	現事業者との契約開始時点の状態（2年間はプールの営業に支障のない状態）を指します。 現事業者が施設を返還し、次期事業者が施設を引き受けた後のリスク分担については、No.5の回答と同様で、次期事業者の負担になります。
41	20	IV.5 (6)	【事業実施に関するリスクの負担】 法令等の変更	最低賃金の上昇は、事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	20	IV.5 (6)	【事業実施に関するリスクの負担】 物価・金利の変動	電気・ガス・水道の単価上昇による費用の増加は、事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

六甲アイランド市有地貸付事業者募集要領〔屋外プール施設等〕に関する質問回答書

No.	項 (P)	項目番号	実施要領記載内容	質 問	回 答
43	20	IV.5 (6)	事業実施に係るリスクの負担	土壌汚染、地下埋設物等、本募集要領実施時点において本市が確認できなかった瑕疵により事業者が受けた損害が事業者側に○が付いていますが、不可抗力とも読める為、貴市側に○を付けて頂けないでしょうか。	対応いたしかねます。
44	20	IV.5 (6)	【事業実施に関するリスクの負担】 上記に定めるもののほか不可抗力によるリスク	天災や、新型コロナウイルス感染症などの疫病による事業の中止、中断（一時営業中止）のリスク分担は、貴市と協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、営業中止による営業補償はできません。天災や新型コロナウイルスなどの疫病による入場者数・売上の急激な減少があった場合等は賃料の減免等の協議に応じることは可能です。
45	37	VI	【土地賃貸借契約書（案）・契約条項】 第6条(2) 物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。	本項における「不相当」に基準となる数値等はございますでしょうか。 また、貴市に改定していただくため、事業者が貴市に対し、協議をお願いすることは出来ますでしょうか。	明確な数値による基準はありません。 協議を行うことは可能です。
46	47 ～ 48	(参考 4)	主要設備の修繕履歴	表内の「2025年更新予定」の項目は修繕済みとの理解で良いでしょうか。	更新予定の項目については、令和8年1月までに更新が完了する見込みです。
47				区画①、②における過去5年間の収支状況を開示願います。	現事業者の内部資料のため、開示できません。
48				区画①、②における過去5年間の駐車場利用台数を開示願います。また、可能であれば月間台数をご教示いただけますと幸いです。	No.34と同様です。
49				区画①、②における年間保守点検の項目、再委託先、金額、点検月を開示願います。	No.12と同様です。
50				区画①、②における過去5年間の修繕内容と金額を開示願います。	No.13と同様です。
51				区画①、②における六甲ライナーを利用されている方の人数を開示願います。	No.24と同様です。
52				六甲ライナーの年間の利用人数を教えてください。	No.24と同様です。
53				デカバトス平面駐車場の利用台数（直近1年間の月毎）を教えてください。	No.34と同様です。
54			その他：営業日数、時間について	安全性の向上、より安心してご利用頂くため施設内の隅々まで点検をし、また機器類のメンテナンス、設備の保守管理等の為、夏季プールにおいて平日に週1回程度の休園日を設ける事は可能でしょうか。 また、フットサルコートにおいても現行のほぼ年中無休から月1回程度の定期休場を設定することは可能でしょうか。	事業計画書に記載し、設定・提案は可能です。事業実施にあたっては、優先交渉権者決定後、本市と協議を行ってください。

※回答の公表をもって、募集要領の追加、修正及び解釈に関する補足とし、回答内容は、募集要領と同等の効力を持つものとします。

屋外プール 保守点検項目

実施時期	項目	実施業者
5 月	園内状況確認（破損）	自社
6月	消防設備点検	専門会社
6月	芝生広場芝刈り	専門会社
6月	スライダー点検	専門会社
6月	厨房設備点検	大阪ガス
6月	設備オープン前点検	専門会社
7月	芝生広場芝刈り	専門会社
9月	閉園後点検	専門会社
隔月	電気点検	保安協会

留意事項

※ 1 あくまで現事業者が各種法令、運営方針に則り実施しています。

※ 2 保守ではありませんが上記以外に、第三者機関に依頼し、水質調査（7、8月各1回）を行っています。

過去 5 年間の修繕履歴

※ 募集要領P47（参考 4）主要設備の修繕履歴に掲載しているものは本データから除外しています。
※ 軽微な修繕は掲載していません。

区画①屋外プール施設

令和 3 年度	内容	補足
	長尺シート張替	スライダー階段踊場、ファミリープール出入口
	ネット張替	遊具プール、ファミリープールミニスライダー横
令和 4 年度	内容	補足
	排水バルブハッチ改修	遊具プール、流水第3ビット
	物販建屋塗装	物販柱、軒先塗装
	プールサイド床面修繕	インターロッキング、流水プール周辺
	緊急用給水パネル交換	街角の泉緊急用給水箇所
	立ち枯れ樹木伐採	根本より伐採
	女子更衣室建屋塗装	女子更衣室柱
	クラック補修	造波プール波打ち際全体
	プールサイド改修、グレーチング交換	造波プール排水溝、遊具プール
	プール槽改修	遊具プール
	遊具改修	遊具プール柱、天板塗装
	床面改修	トリトン噴水洗出し修繕
	床面修繕	溪流ウォーク床面
	長尺シート張替	スライダー階段および踊場、トリトン噴水、溪流ウォーク、ロッカー入口
	通信回線延長	事務所からエントランス付近まで延長
	女子更衣室トイレ機器交換	トイレフラッシュバルブ交換
	スライダー鉄柱部塗装	
	立ち枯れ樹木伐採	根本より伐採
	屋外コンセント増設	北側トイレ付近増設
令和 5 年度	内容	補足
	プール槽補修	流水、造波、遊泳、ファミリー、着水、幼児、遊具プール
	女子更衣室内床材貼替	一部張替
	立ち枯れ樹木伐採	根本より伐採
	有料席設置	トリトンの噴水東側新規有料席設置（4人程度の有料席×12席）
	入場門増設	
令和 6 年度	内容	補足
	施設内ゴミ庫設置	施設受付前トイレ南側
	スライダー南側土台の切削加工	
	ろ過タンク更新	西側機械室内（着水、ジャグジー、トリトンの泉）
	ろ過タンク内空気抜きパイプ交換	
	ヘアキャッチャーアクリル蓋交換	西側機械室内
	ヘアキャッチャーアクリル蓋交換	東側機械室内
	エアシリンダー交換	東側機械室内
	ろ過タンク内壁FRP補修	西側機械室内
令和 7 年度	募集要領P47（参考 4）主要設備の修繕履歴に掲載	

区画②アーバンスポーツ施設

令和 5 年度	内容	補足
	インターロッキング補修	フットサルコート北側通路
随時	人工芝部分張替	
	フェンス改修	

市保有備品一覧

留意事項

- ※1 備品の定義は「その性質・形状を変えることなく、概ね1年を超えて使用に耐えるもので取得価格が50,000円以上（消費税は除く）のもの」としています。
- ※2 現事業者が保有するもので、次期事業者の運営開始までに市へ帰属予定の備品を含みます。
- ※3 建築附属設備も含んでいます。
- ※4 区画②アーバンスポーツ施設において、市保有の備品はありません。

項目	品名
事務用品	机
	椅子
	長テーブル
	ハンドマイク
	プリンター
	スタッフ用冷蔵庫
	スタッフ用洗濯機
救急用品	担架
	衝立
園内関連	遮光テント
	長尺シート
	長椅子
	お客様用テーブル
	有料席パラソル
	有料席パラソル台
	有料席椅子
	有料席リクライニング椅子
	扇風機
	監視台
	監視カメラ用モニター
	監視カメラ用レコーダー
	監視カメラ用PC
	監視カメラ用マイク
	マイク用アンプ
	幼児ベッド
倉庫	棚
	スタッフ用ロッカー
その他（消耗品）	スライダー用浮き輪
	灰皿
	看板類

建物附属設備関連	六甲アイランド施設内飲食ブース 1
	六甲アイランド施設内飲食ブース 2
	六甲アイランド施設内飲食ブース 3
	六甲アイランド施設内チケット販売ブース
	六甲アイランド施設内冷蔵・冷凍室
	六甲アイランドスポーツ施設事務所棟
	デカパトス南パーゴラ上部よしず張り
	デカパトス北パーゴラ上部よしず張り
	デカパトスチケットブース
	デカパトス物販ブース
	デカパトス男子更衣室
	デカパトス ゴミ庫
	六甲アイランド厨房設備（コンテナ 2）
	デカパトス用マイク設備一式
	六甲デカパトス 街角の泉 大壁面 デカパトス S U S 箱文字看板
	デカパトス造波渚横ベンチ
	デカパトスゲートウォールサイン
	デカパトス屋上看板
	デカパトス飲食ブース 2 ガスフライヤー
	デカパトス飲食ブース 2 電気室温蔵庫 1
	デカパトス飲食ブース 2 電気室温蔵庫 2
	デカパトス管理棟警報装置
	デカパトス増築部サイン工事（お約束スタンド）
	デカパトスマリンパーク駅壁面サイン工事
	デカパトス屋上波看板
	デカパトス壁面看板
	デカパトス店舗看板（大）
	デカパトス店舗看板（小）
	デカパトス更衣室案内サイン
	デカパトスプール使用上の注意サイン
	デカパトス立体炊飯器
	デカパトス用着ぐるみ
	デカパトス 造波プール監視台
	デカパトス 造波プール監視台
	デカパトス プールクリーナー M R X - 0 6 型
	デカパトス プールクリーナー G P - 5 6 型
	デカパトス日除け設備一式
	デカパトス水着専用脱水機 H S D - 6 - H （ 2 ）
	デカパトス監視カメラ
	デカパトス シャワー室給湯器

現事業者保有備品一覧

留意事項

※ 備品の定義は「その性質・形状を変えることなく、概ね1年を超えて使用に耐えるもので取得価格が50,000円以上（消費税は除く）のもの」としています。

区画①屋外プール施設

項目	品名
事務用品	事務用品一式
	作業用PC
その他（消耗品）	スタッフ用ユニフォーム

区画②アーバンスポーツ施設

項目	品名
スポーツ関連	フットサルゴール
	ボール
	防球ネット
	簡易観客席
	貸シューズ
	ビブス
事務用品	机
	椅子
	事務用品一式

屋外プール平面駐車場利用台数表

屋外プール平面駐車場：東灘区向洋町中 9 丁目1番 1

単位：台

	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)
1月		262	277	248	850
2月		439	482	559	869
3月		336	296	449	閉鎖
4月		470	391	1,145	閉鎖
5月		560	614	1,079	閉鎖
6月		611	741	1,309	閉鎖
7月		5,935	5,680	5,313	4,791
8月		9,165	11,239	10,752	9,526
9月		1,842	2,494	2,249	1,135
10月		720	839	1,402	閉鎖
11月		580	508	1,202	閉鎖
12月	134	294	231	857	閉鎖
計	134	21,214	23,792	26,564	17,171

補足事項

※1 2021（令和3）年1月～11月の期間は駐車場管理会社の変更があり、当該データがありません。

※2 2024（令和6）年4月～2025（令和7）年3月まで六甲マリンパーク駐車場（東灘区向洋町中4丁目16-1）が工事により一時休止していた影響により、当該期間の利用台数が例年より増加しています。

※3 2025（令和7）年3月～6月および10月以降は、敷地内立体駐車場の解体工事に伴い、平面駐車場は閉鎖しています。

業務報告および重大な緊急報告について

【報告物】

提出書類	主な記載項目	主な確認項目
業務実施報告書 (年次)	◆日時来場者数 ◆設備点検日報 ◆収支報告 (月間) ◆施設運営体制	◆施設運営体制 ◆施設運営の収支報告 ◆本申込時に提案された項目が遵守されていることが確認できるか等
緊急対応報告書 (年次※ただし重大なものは随時)	◆対応内容 ◆再発防止策	◆対応の内容やその原因、対応した内容が記載されているか ◆今後の対策方法が記載されているか
各種マニュアル (年次)		◆本申請時に各種マニュアルの作成がある場合 ◆施設運営や従業員用に適切な準備がなされているか
その他		◆必要に応じて本市が求める事項

※提出期限：区画①屋外プール施設 営業終了 3 か月以内
 区画②アーバンスポーツ施設 年次は翌年度 5 月末まで

※重大な緊急報告について

重大な事故や危険、クレーム、及び災害等の緊急事態が発生した場合、次期事業者は本市職員へ速やかに報告すること。また、緊急事態への一次対応を実施した上で緊急報告会を開催し、対応状況や必要に応じて事態を発生させた原因を追究し、是正策を書面等で提示すること。